

令和6年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果について

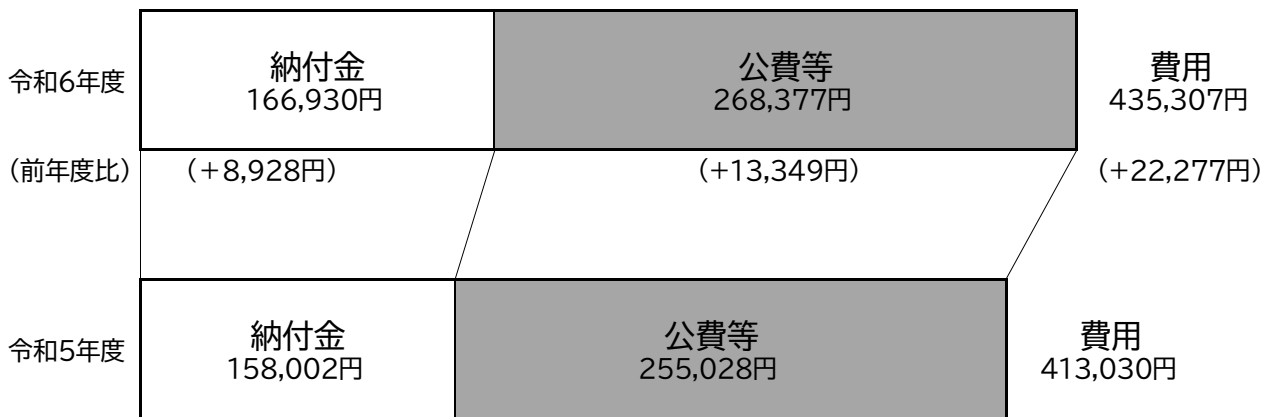
1 納付金の算定結果

市町村と合意したルールに基づき、令和6年度国民健康保険事業費納付金の算定を行った結果、**被保険者1人当たりの納付金額は166,930円**(前年度比+8,928円(105.7%))となった。

【前年度より1人当たり納付金額が増加した主な原因】

- ・過去の医療費実績から、令和6年度の保険給付費を推計したところ、**1人当たり保険給付費が増加**(前年度比+18,642円(105.9%))した。

【納付金算定イメージ図(金額は1人当たり)】



(注) グラフの幅は実際の金額を反映していません。

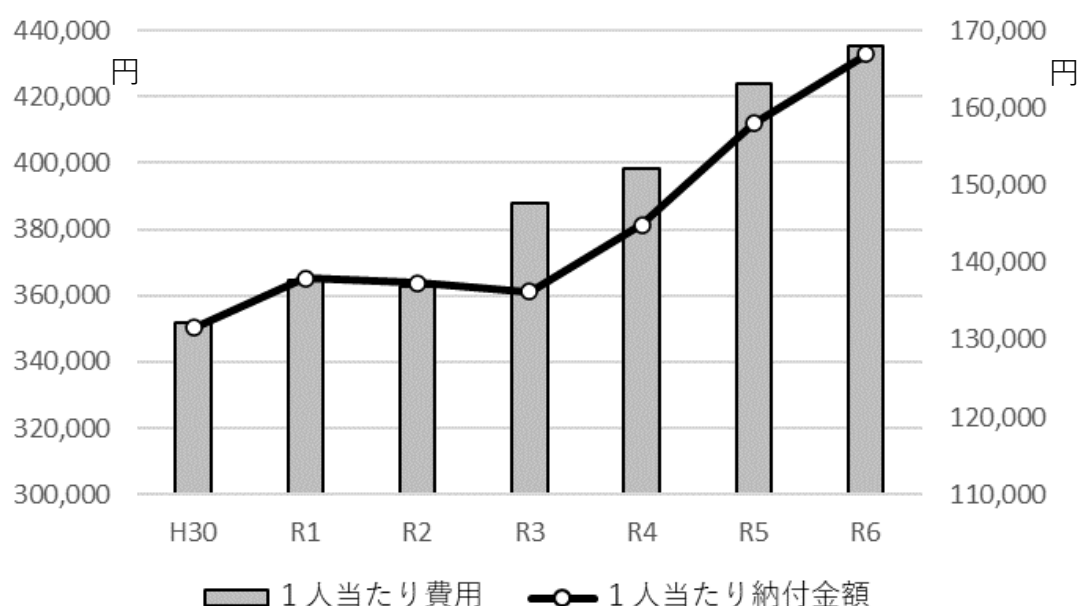
金額は医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を含む。

2 1人当たり費用と納付金額の推移

国保制度改革（平成30年度）以降の1人当たり費用（保険給付費・後期高齢者支援金・介護納付金）の推移を見ると、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みがあるが、全体としては上昇傾向（約103.6%/年）となっている。

納付金は費用に応じた金額とする必要があるが、今回の算定結果では、平成30年度からの1人当たり納付金額の伸び率が約104.0%/年となった。

【1人当たり費用と1人当たり納付金額の推移】



1人当たり費用
 1人当たり納付金額

(目盛りは左側
 H30~R4は実績
 R5は実績及び推計
 R6は推計)
 (目盛りは右側)

3 今後のスケジュール

令和6年3月中旬

愛知県ホームページにおいて標準保険料率を公表

4月上旬

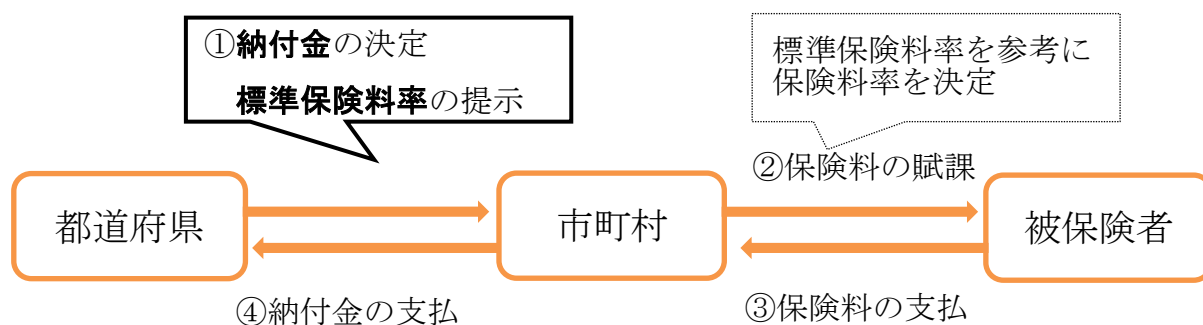
各市町村へ納付金額を通知

〔参考〕

○納付金の概要

平成 30 年度に行われた国保制度改革以降、都道府県が財政運営の責任を担うこととなった。

県は、令和 6 年度の国民健康保険の財政運営に必要な金額のうち、市町村が負担すべき納付金について、**市町村との協議を経て合意されたルールに従って算定**を行う。



○納付金の算定方法

- (1) 被保険者数等の推計をもとに県全体の保険給付費を推計し、費用を算出
- (2) 国・県等が負担する公費や決算剰余金を控除
- (3) 市町村の被保険者数及び所得総額により按分し、市町村ごとの納付金額を算定
- (4) 市町村ごとの保健事業に係る費用等や収納率を考慮し、3 方式（所得割、均等割、平等割）による標準保険料率を算出（見える化）

算定結果の詳細は右のとおり。

<算定結果の詳細> (金額は1人当たり)

(1) 被保険者数等の推計をもとに県全体の保険給付費を推計し、費用を算出

被保険者数は1,230,792人となり、昨年度より61,983人減少した。

1人当たり保険給付費が上昇 (対前年度比105.9%) したため、**1人当たり費用(医療分+後期高齢者支援金分+介護納付金分)は増額**となった。

費用	R5 算定 413,030 円 ⇒ R6 算定 435,307 円	+22,277 円 (105.4%)
----	--	--------------------

(2) 国・県等が負担する公費や決算剰余金を控除

令和5年度の保険給付費が予定より増加していることから、市町村との協議の結果、決算剰余金を全額令和5年度の保険給付費に充てることとした。

よって、**令和6年度納付金算定においては決算剰余金の活用ができなかった。**

公費については、国の係数に基づき算定を行った。

公費	R5 算定 255,028 円 ⇒ R6 算定 268,377 円	+13,349 円 (105.2%)
決算剰余金	R5 算定 0 円 ⇒ R6 算定 0 円	

(3) 市町村の被保険者数及び所得総額により按分し、市町村ごとの納付金額を算定

(1) 費用(435,307円)から、(2) 公費(268,377円)を控除した後、市町村の被保険者数及び所得総額により按分し、市町村ごとの納付金額を算定した。

1人当たり納付金額 (県平均)	R5 算定 158,002 円 ⇒ R6 算定 166,930 円	+8,928 円 (105.7%)
[参考] 納付金総額	R5 算定 2,043 億円 ⇒ R6 算定 2,055 億円	+12 億円 (100.6%)

《市町村ごとの納付金額は補足資料1-1参照》

(4) 市町村ごとの保健事業に係る費用等や収納率を考慮し、3方式(所得割、均等割、平等割)による標準保険料率を算出(見える化)

市町村が保険料率を定める際の参考数値として、標準保険料率を算出した。

《市町村ごとの標準保険料率は補足資料1-2参照》